

司法は主張・立証責任を意図的にずらした 立証責任をひっくり返した不当判決



弁護士 武村 二三夫

(不当判決許せない！高裁に即時抗告して闘おう 4・20 集会での武村弁護士のお話より)

◆制御棒挿入性と活断層問題は、安全基準の中身そのもの

私は16日判決当日の記者会見で、仮処分の決定について 3つの問題点を挙げました。1つ目は、そもそも安全性の基準がないのにある、と言っていること。2番目が制御棒の挿入時間が基準値2.2秒以内に入らないこと。3番目が原発の重要施設が活断層の直上にあることです。

実はこの3つの問題はいずれも安全基準の問題なのです。第2の制御棒挿入性と第3の活断層の問題は安全基準の中身なんです。だからそれを満たすということは発電が立証しなきゃいけない。ところがそれを満たしていないんです。しかしながら決定を見ていただくとわかりますように、「一応安全性は満たしている。そこで今度は具体的危険性に関する債権者（原告）の主張を個別に検討する」ということで、制御棒の挿入性を具体的危険性についてこちら側に立証主張責任がある、活断層の問題もそうであると地裁は言っています。

これは違うのです。明らかに違うわけです。地裁の決定は二重にウソを言っています。1つ目は「安全審査基準は十分いけます、満たしていますよ」と言っていることです。そして2つ目、制御棒挿入性と活断層の問題は、安全審査基準の問題ではなく原告側が個別に具体的に主張しなきゃいけないよ、というのです。それは明らかに問題点がすりかわっているのです。その点をご説明したいと思います。

◆主張立証責任・・・安全性に欠けることがないことを立証すべきは事業者

我々は従前の主流とされる判例に沿った主張をしています。原発情報についての資料は国ないし事業者が独占しています。また原発事故が起きればその影響は非常に広範であり重大なものとなります。そのため原発訴訟においては、行政訴訟の場合は国が、民事の差止めの場合は事業者の方が、まず「安全性に欠けることがない」ことを立証すべきとされます。これが大きなポイントです。その立証ができれば、初めて今度は具体的危険性があるということ、危険だという方（原告＝住民）が主張するというものです。この具体的危険性を立証することは、極めて困難で普通はできません。「地震で危険だ」と言っても、いつ何が起きるとは言えず、地震があれば大変ですが、それを具体的危険性と言えるかという点に厳密には問題があるわけです。

◆福島原発事故により従前の安全基準が不十分だと確認された

原子炉等規制法などの法律は、原発というものは、安全基準を満たしているということで設置が許可される、あるいは稼動が許される前提になっている。そうすると安全性の立証は、従前の安全審査基準に適合しているということを事業者の方で言えばいいということになります。しかし福島第一原発は従前の審査基準に適合していたはずなのに、なぜ3.11の事故が起きたのでしょうか。安全設計審査指針の27は『短時間』の全交流電源喪失時に耐えられればよい、とされていたわけです。福島原発事故が起きてこの「短時間」はとんでもない話だと問題になりました。それだけではありませんので、従前の審査基準は耐震基準も含めて全部見直すということに

なっています。そうすると今これで安全ですよという基準がなくなったことになります。原発の安全確保のシステムとしてはその安全性の基準があって、それに適合するということが担保がされるのです。ところが従来の安全性の基準が不十分だとわかりました。福島原発事故は何が原因だったのかは十分に解明されていません。津波だけかどうかわからない、地震の可能性もあるのだけれど、放射能が強すぎて解明の作業自体ができない状態にあります。今、従前の基準では不十分ということがわかりました。しかしまだ新しい基準を作ること自体できていません。だから現在は原発について安全性が確認できていないことになります。そうすると、いつまたあの様な事故が起きるかどうかわからないから稼働することは出来ない、私たちはこう主張していました。

◆司法は行政追従 決定の「合理性」の中身はない

行政は、福島原発事故のあと、緊急安全対策の実施を求め、ストレステストの実施を求めました。それから四大臣の基準というものを作りました。この四大臣の基準は、緊急安全対策とストレステストを組み合わせたものでした。この緊急安全対策、ストレステストおよび四大臣の基準を、決定は、安全基準を補完するもので合理性があると言っています。専門家や安全委員会はそんなこと言っていない。どうしてこのような政治的に判断ができるのでしょうか？ストレステストというのは、要するに裕度を見ているだけで、崖っぷち（クリフエッジ）までにどれだけの余裕があるかを見ているだけなので、本来の安全性とは全く異なるものです。司法がこれらの基準を持ち出しましたが、その中身が実はぜんぜん何もできていない、ここがまさに行政追従ですよ。もう一点、福島原発事故の原因として地震の可能性があると。実はあの地震がどう影響したかわかっていない。炉心溶融の前に地震動によって機器が損傷したことを示すデータも少なくありません。ところが司法は政府事故調の報告書だけを引用し、地震の影響がないと判断しています。この点でも地裁は行政追従をしています。司法は自分で判断すべきことを放棄したといつてよいと思います。

◆「制御棒は2. 2秒以内に入る」「F-6活断層でない」…立証責任は関電にある

我々は従前の安全審査基準の中身として制御棒挿入性があると主張しています。「止める・冷やす・閉じ込める」の原子炉の安全を確保するための三大要件です。その「止める」について、今回の炉の場合は2. 2秒以内に制御棒が入ることです。これは安全審査基準の中でも当然求められていることで設置許可の要件・基準の中身なんです。ところが地裁の決定は、基準の中身と切り離し、それを言わないで安全基準は満たしたと言いました。

安全基準を満たしているということになりますと、住民の側が「具体的な危険」の立証責任を負います。決定は、制御棒挿入性や活断層の問題について安全基準を満たしているか、のところではとりあげず、具体的な危険があるかどうか、の段階でこれを持ち出しています。安全基準の問題ならば、これを満たすことを関電が立証しなければならない。ところが具体的な危険の問題ならば住民側が具体的な危険があることについて立証責任を負担します。制御棒挿入性を満たすこと、重要施設の直下に活断層がないことについては安全基準を満たすということに関電が立証しなければならないはずなのに、これが安全基準ではなくて具体的な危険ということになりますと住民の側で制御棒挿入性を満たしていない、重要施設の下に活断層がある、そしてそれが重大事故につながり生命や身体に対する具体的な危険が生ずるということを住民側が立証しなければならないのです。つまり、決定は、立証責任をひっくり返したのです。不可能に近いことをこちらに求めたことになります。決定は、こういう主張立証責任について意図的にずらしているんだ、これは従来からの判例にも違反しているんだということを明確に批判していく必要があります。